

令和8年山形県教育委員会6月定例会

令和8年6月10日
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後2時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 議 題

議第1号 博物館法に基づく博物館の登録について
(生涯教育・学習振興課)

議第2号 令和9年度山形県立高等学校の入学者募集について
(高校教育課)

議第3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づ
く意見について (教育政策課、教職員課)

5 閉 会

議第 1 号

博物館法に基づく博物館の登録について

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 11 条の規定により、次のとおり博物館の登録を行う。

- 1 登録年月日及び記号番号
令和 8 年 6 月 10 日
山形第 6 号
- 2 設置者の名称及び住所
鶴岡市
鶴岡市馬場町 9 番 25 号
- 3 名称
鶴岡アートフォーラム
- 4 所在地
鶴岡市馬場町 13 番 3 号

提 案 理 由

博物館法第 12 条の規定による博物館の登録申請があったので、提案するものである。

令和 8 年 6 月 10 日提出

山形県教育委員会

教育長 須 貝 英 彦

博物館法に基づく博物館の登録について

1 鶴岡アートフォーラムの概要

鶴岡アートフォーラムは「市民に自由な表現の場を提供する」「市民が広く芸術文化にふれる場を提供する」ことを目的に、市民とともに築く芸術文化の新たな拠点施設として平成17年8月に開館。

2 山形県博物館登録等審査会における審査の概要

(1) 開催日

令和8年5月27日(水)

(2) 構成員

会 長	山形県教育局生涯教育・学習振興課長	飯野 典朗
審査員	山形県立博物館副館長兼学芸課長	歌丸 琴子
〃	〃	学芸員 佐藤 功庸
〃	〃	学芸員 佐藤 弘花

(3) 審査方法

博物館法及び山形県博物館登録審査基準に基づき、申請書類により審査

(4) 審査結果(詳細は別紙参照)

博物館法第13条第1項各号に規定する博物館の登録要件のいずれにも該当すると認められるため、博物館の登録を行うことが適当であるとの結論に達した。

博物館登録の審査結果

申請者名 鶴岡市

博物館名 鶴岡アートフォーラム

博物館の登録要件（博物館法第13条第1項各号）		適否
1 設 置 者	次に掲げる要件のいずれにも該当する法人	—
	(1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。	—
	(2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。	—
	(3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。	—
	当該申請に係る博物館の設置者が、法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。	○
2 博 物 館 資 料 に 関 す る 調 査 研 究 を 行 う 体 制	(1) 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。	○
	(2) (1)の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。	○
	(3) (2)に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。	○
	(4) 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。	○
	(5) 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。	○
	(6) 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。	○
	(7) 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。	○
3 他 の 職 員 の 配 置	(1) 2(1)の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。	○
	(2) 学芸員が置かれていること。	○
	(3) 2(1)の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。	○
4 施 設 及 び 設 備	(1) 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。	○
	(2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。	○
	(3) 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。	○
	(4) 高齢者、障がい者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。	○
5 開 館 日 数	1年を通じて150日以上開館すること。	○

別紙（学識経験者の意見書）

令和8年5月27日

山形県教育委員会教育長 殿

山形県立博物館長 小山 和彦

博物館の登録について（回答）

令和8年5月22日付け生学第110号により依頼のありましたこのことについての意見は下記1のとおりであり、当該施設を登録することは

- 相当と認めます。
- 下記2の条件を付して、相当と認めます。

記

1 意見

- (1) 芸術文化の創造拠点として、引き続き本県及び地域における芸術・文化の振興にご尽力いただきたい。
- (2) 多様な芸術文化活動を提供する場として、芸術表現に親しむ機会や教育普及活動等の取組みを一層充実させていただきたい。

2 条件

議第 2 号

令和9年度山形県立高等学校の入学者募集について

令和9年度山形県立高等学校の入学者を次のとおり募集する。

山形県立高等学校専攻科

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立米沢鶴城高等学校	クリエイティブエンジニア	10

提 案 理 由

令和9年度における山形県立米沢鶴城高等学校専攻科の入学者の募集を行う必要があるため提案するものである。

令和8年6月10日提出

山形県教育委員会

教育長 須 貝 英 彦

令和 9 年度山形県立米沢鶴城高等学校専攻科入学志願要項

第 1 推薦入学者選抜

1 志願資格

次の各号をすべて満たす者とする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を令和 9 年 3 月卒業見込みの者
- (2) 在籍高等学校長の推薦を受けている者
- (3) 合格した場合は、入学することを確約できる者

2 募集区域

県下一円

3 対象学科・募集人員

クリエイティブエンジニア科 7 名

4 出願期間

令和 8 年 9 月 9 日（水）から同月 15 日（火）正午まで

5 提出書類

(1) 入学願書

学校所定のものに、山形県立学校の授業料等徴収条例(昭和 43 年 3 月県条例第 18 号)に基づき、入学者選抜手数料として 2,200 円の山形県収入証紙を貼る。ただし、消印はしないものとする。

(2) 推薦書

学校所定のもの

(3) エントリーシート

学校所定のもの

(4) 写 真

最近 3 箇月以内に撮影したもの

(5) 調査書

進学用の所定の様式のもの

6 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書、エントリーシート及び面接の結果を資料とし選抜する。

- (1) 面接は、令和 8 年 10 月 3 日（土）に山形県立米沢鶴城高等学校で実施する。
- (2) 合格発表は、令和 8 年 10 月 7 日（水）午後 3 時（予定）に行う。

7 その他

細部については、山形県立米沢鶴城高等学校専攻科の募集要項によることとし、同校に問い合わせること。

第 2 一般入学者選抜

1 志願資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業又は令和 9 年 3 月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

- 2 募集区域
県下一円
- 3 対象学科・募集人員
クリエイティブエンジニア科 3名（ただし、推薦入学者選抜の結果により、募集人員を増やすことがある）
- 4 出願期間
令和9年1月5日（火）から同月12日（火）正午まで
- 5 提出書類
 - (1) 入学願書
学校所定のものに、山形県立学校の授業料等徴収条例(昭和43年3月県条例第18号)に基づき、入学者選抜手数料として2,200円の山形県収入証紙を貼る。ただし、消印はしないものとする。
 - (2) エントリーシート
学校所定のもの
 - (3) 写真
最近3箇月以内に撮影したもの
 - (4) 調査書
進学用の所定の様式のもの
- 6 選抜及び合格者の発表
選抜は、調査書、エントリーシート及び小論文、面接の結果を資料とし選抜する。
 - (1) 面接及び小論文は、令和9年1月23日（土）に山形県立米沢鶴城高等学校で実施する。
 - (2) 合格発表は、令和9年1月28日（木）午後3時（予定）に行う。
- 7 その他
細部については、山形県立米沢鶴城高等学校専攻科の募集要項によることとし、同校に問い合わせること。

令和 9 年度県立米沢鶴城高等学校専攻科

- 学 科 名：クリエイティブエンジニア科
- 入学定員：10 名
- 修業年限：2 年

- デザインエンジニアコース
- ICTエンジニアコース